

## 鳥取県原子力防災関係者研修受講支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、一般社団法人鳥取県バス協会及び一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会の会員事業者（以下、「事業者」という。）に所属するバス等の運転業務従事者及び運行管理者（以下「運転業務従事者」という。）が、鳥取県の実施する放射線防護に関する基礎知識及び防護資機材の活用方法等を習得するための鳥取県原子力防災業務関係者研修（以下、「研修」という。）に、事業者が自社に所属する運転業務従事者を受講させようとする際、当該研修受講者の業務をフォローする者の人件費等相当額を助成することにより、事業者の負担を軽減することで研修を受講しやすい環境を醸成するとともに、原子力災害時における安全な住民避難手段の確保を図ることを目的とする。

### (本補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成に資するため、事業者に対して予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、研修の期間中、研修受講者（運転業務従事者）の業務を支援するために要する人件費相当額（以下「交付対象額」という。）の額以下とする。また、研修受講者（運転業務従事者）1人当たり一会計年度10千円を限度とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 事業者は、危機管理局長が別に通知する日までに規則第5条に係る交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は様式第2号及び様式第3号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は原則として、交付申請を受理した日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、交付対象額の変更に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、様式第2号及び様式第3号、様式第5号により、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日以内に行うものとする。

### (雑則)

第8条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、危機管理局長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月10日から施行し、令和元年度事業から適用する。